

所得税・町道民税申告は 期間内に忘れずに!

申告期間 **2月16日(月)**
～**3月16日(月)**

期日が迫ると申告会場は
大変混雑しますので、
早めの申告をお願いします。

確定申告が必要な方

- 個人事業を営んでいる方
- 給与所得者で年末調整が済んでいない方
- 2か所以上から給与を受けている方
- 会社からの給与以外に所得がある方（年金、不動産等）
- 事業所得や不動産所得などがある方
- 住宅控除や医療費控除を受けたい方……など

平成26年中の収入、所得がない方も申告が必要です（扶養となっている方は除きます）

申告がなければ所得証明書等が発行できず、公営住宅、各種福祉サービス、児童扶養手当、授業料の免除等の証明や判定ができません。

また、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の軽減措置が受けられないことになります。

申告に必要なもの

- ◆ 印鑑、還付金が発生する場合は口座番号のわかるもの
- ◆ 給与・年金収入の方は『源泉徴収票』原本（コピー不可）
- ◆ 個人事業主の方は収入と経費を証明するもの
- ◆ 国民年金・国民健康保険税等は『控除証明書』又は『領収書』
- ◆ 生命保険料・地震保険料等は『控除証明書』



申告の際のお願い ～混雑のないように、以下のご協力をお願いします～

- ◆ 申告書はご自分で作成のうえ、提出してください。（郵送も可）
 - * 申告期間中に限り会場で申告書作成のご相談を受け付けます。
 - * 会場では便利なインターネットによる電子申告もできます。（住基カード必要）
- ◆ 医療費控除を申告する方
 - * 平成26年中に支払った領収書を受診者ごと、かつ病院・薬局ごとにそれぞれまとめて集計してお持ちください。（病院と調剤薬局は別々です）**整理、集計をしていない場合は会場で行っていただきます。**
 - * 生命保険給付金、高額医療費、各種給付金等、医療費の補てんを受けた場合はその金額が分かるものをお持ちください。
- ◆ 役場での申告相談は
 - 給与所得、年金所得、簡易な事業所得（営業等）、不動産所得になります。
 - 営業、事業をされている方は、税務署・税理士へご相談ください。
 - * 申告内容によっては役場で判断が難しくご相談をお受けできないものもありますので、あらかじめご了承ください。（簡易な事業・不動産所得でも収支計算ができていない方は、税務署・税理士へご相談ください。）
 - なお、相続税・贈与税等については役場では申告できません。

申告相談日程・会場

- ◆ 期間 2月16日(月)～3月16日(月)（土・日を除く）
- ◆ 時間 午前9時～午後5時（最終日のみ支所は午後3時まで）

会 場	相 談 対 象
根室税務署 根室市弥生町1丁目18番地 （根室地方合同庁舎）	営業・事業・譲渡・相続・贈与 山林所得者申告者等 すべての申告 *消費税申告者
役場1階 103会議室 西春別支所 尾岱沼支所	一般確定申告 （給与所得者、年金所得者、還付申告者及び町道民税申告者）

問合せ先

- 根室税務署（TEL0153-23-3261）
- 役場税務課 課税担当（内線1111・1112）
- 西春別支所（TEL77-2131） 尾岱沼支所（TEL86-2166）
- 国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp/>】



徴収対策の強化

本年度の債権調査・差押件数

■債権の調査 1,454件
■債権の差押 124件
(平成26年12月現在)

本町では、法令等に則り自主納付による納期内納税を原則としています。

催告に応じない人、連絡のない人、誓約を守っていただけない人などは、税負担の公平性を欠くことから、預貯金・給与・生命保険などの調査や差押えを行っています。これらの取り組みは年度末に向けてさらに強化していますので、ご承知願います。

納付が困難な場合は必ずご連絡願います

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116） FAX75-2773

選挙管理委員会から

東公民館と西春別ふれあいセンターの投票時間が変わります

平成27年4月に実施される北海道知事・議会議員選挙から、東公民館（第4投票区）と西春別ふれあいセンター（第17投票区）の投票所を閉める時間を1時間繰上げます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

問合せ／選挙管理委員会（内線2111）

東公民館 西春別ふれあいセンター の投票時間

旧) これまで

午前7時から午後8時まで

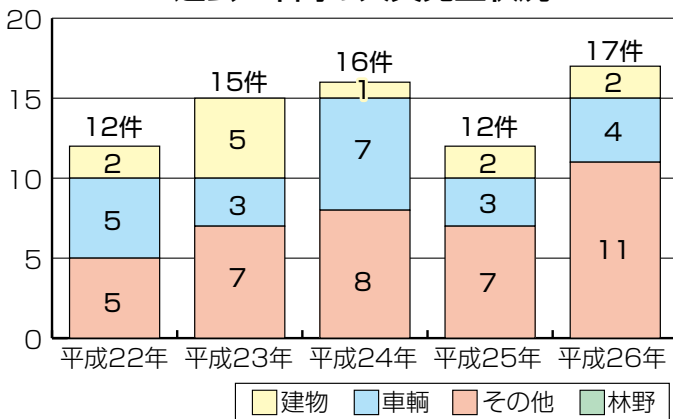
新) 平成27年4月から

午前7時から**午後7時まで**

消防署から

平成26年の火災概要について

過去5年間の火災発生状況



平成26年中に別海町内で発生した火災件数は17件で、過去5年で最多を記録し、また、根室北部消防事務組合管内(根室管内4町)で発生した火災件数は32件で、半数以上が別海町内で発生する結果となりました。

火災種別は建物火災が11件、車両火災が4件、その他火災が2件で、主な出火原因を見ると、建物では「投光器が、何らかの原因で落下し敷きわらに着火したもの」、「ガスこんろの消し忘れ」、「たばこの不始末」など、その他火災では「ゴミ焼き」などが挙げられ、火災発生を防ぐことができたケースが多く見受けられます。

火災は一瞬にして大切な財産を奪います。今一度防火に対する意識を高め、火災のない明るい1年となるよう十分にご注意ください。

冬期間の 火災にご注意!!

冬期間は、火災が多くなる季節です。空気が乾燥し、物が燃えやすくなり、暖房器具等の使用も加わり、出火のリスクが高くなります。

暖房器具等の周囲に洗濯物や物を置かないように、ご注意ください。

問合せ／別海消防署予防課 TEL75-2200

通院交通費を 助成しています

町では、特定疾患患者及び重度心身障がい者等が道内の医療機関（町内を除く）でその疾患の治療を受けるために要する通院交通費を助成しています。平成26年度後期の申請を受け付けますので、希望される方は早めの手続きをお願いします。

- 対象者／①特定疾患（指定難病）患者・小児慢性特定疾病患者（医療受給者証をお持ちの方）
②重度心身障がい者医療費受給認定者（後期高齢者医療加入者で課税世帯により受給者証の交付がない方を含む）
③上記の方の介護者1名（通院に自家用車を利用しない場合のみ）
- 助成対象期間／申請月の1年前から（例）27年2月に申請…26年2月の通院分から助成可能
- 助成額／通院距離に応じて算出します
- 申請に必要な書類／①申請書 ②請求書 ③通院証明書
④受給者証のコピー（特定疾患患者・小児慢性特定疾病患者の方は必須。受給者証の種類によっては対象とならない場合あり。）
⑤介護者を必要とする医師の証明書（該当の場合のみ）
- 申請期限／3月20日（金）まで
- 申請書類配布・提出先／役場町民課、各支所・連絡事務所
問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）

人権擁護委員の 新任

地域住民を見守り、人権問題の相談業務や人権を擁護していく人権擁護委員を二期務められた、岡部雪子さんの任期満了に伴い、後任者として、山藤史江さんが1月1日付で法務大臣から委嘱されました。



問合せ／町民生活担当
（内線1212・1213）

第40回 別海町消費者大会

テーマ「学ぶことから始めよう～あなたも私も消費者だから～」

■日時／2月17日（火） 午前10時から午後1時

■会場／中央公民館大集会室

第9回牛乳パッケージイメージデザインコンクール

町内の小学生から応募された作品を展示し、来場者による審査・投票を行います。

第9回 牛乳パッケージ イメージデザインコンクール作品展

第9回牛乳パッケージイメージデザインコンクール応募作品を展示いたします。ぜひご覧ください。

■日時 平成27年3月2日（月）から3月17日（火）

■場所 別海町役場本庁舎1階ロビー

主 催／別海町消費者協会

問合せ／別海町消費者協会事務局（町民生活担当 内線1212）

し尿くみ取りのお知らせ

3月のくみ取り地区は別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。3月にくみ取りが必要な方は2月20日までにお申込みください。

また、すぐにくみ取ってほしいなどの急な申込みは、先に申込みをしている方に変迷惑をかけることになります。槽が一杯にならなくてもくみ取りは行えますので早めの申込みをお願いします。



ご協力を
おねがい
します

冬期間はくみ取り口付近に雪が積もるなどしてくみ取りが行えない場合があります。雪が降った際はくみ取り口付近も雪かきをしていただくなど、ご協力をお願いします。

なお、家庭廃水については冬期間（12月～3月まで）凍結等によりくみ取りは行いません。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45 ～ 11:30	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
2月	5日(木)	10日(火)	17日(火)
3月	5日(木)	10日(火)	17日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
- ③介護認定を受けていない方。

※参加費は無料です。

※新規で参加希望の方は地域包括支援センターまで申込みください。

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。

地域包括支援センターは高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■問合せ／TEL 79-5500 (直通) 別海町役場 1 階福祉部内

管理課から

屋根からの落氷雪事故 防止などのお願い

毎年、冬になると、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。冬期間の通行を円滑にし、事故を無くすため、次のことに注意してください。

- ◆落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしてください。
- ◆既に雪止めが設置されている場合であっても、必ず点検し、破損等が発見された際は早急に修繕するようにしてください。
- ◆落氷雪事故は、気温がマイナス3℃からプラス3℃程度のときに発生しやすいという特徴があるため、歩行者や遊んでいる子供等に十分注意して早めに除雪してください。
- ◆落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように排除してください。
- ◆交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- ◆軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- ◆軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないようにしてください。
- ◆ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、早めに付着した氷雪の除去を行うようにしてください。

また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

問合せ／管理・維持担当 (内線3111)

事業課から

積雪による建築物の倒壊防止等について



毎年積雪期間において、雪の重みが原因と考えられる建築物の倒壊事故が発生しています。

空き家も含め建築物の所有者等は、建築物を常時適切な状態に維持するよう努める責務があります。建築物が倒壊しないよう、安全を確保された上での雪下ろしや、避難障害が生じないよう、非常口、屋外避難階段等を維持管理するなど通路確保に努めていただくようお願いします。特に、緩傾斜の鉄骨造屋根の建築物、カーポート、老朽化した木造住宅等については、日頃からの点検・補修にも努めてください。

問合せ／建築担当 (内線3312)